

構造設備の概要（美容所）

「美容用イス等」の設置台数によって、必要となる作業場面積が異なります。

施設の構造設備について、空欄に記載してください。

施設の延べ面積	平面図に記載の延べ面積（★） 45.00 m ²		※1 作業場面積は、以下に規定される面積以上であること。	
作業場面積※1	平面図に記載の作業場面積（☆） 28.00 m ²		理容所	理容用イスの台数が 5台以下の場合 … 9.0 + 1.65 × (イスの台数 - 1) m ² 以上 6台以上の場合 … 15.6 + 3.3 × (イスの台数 - 5) m ² 以上
理容用イス	平面図に記載している設備の台数 5台		美容所	美容用イス等の台数が 4台以下の場合 … 9.0 m ² 以上 5台以上の場合 … 9.0 + 1.65 × (イス等の台数 - 4) m ² 以上
美容用イス等※2	※2 美容用イス（セットイス、シャンプーイス、美顔術イス、まつげエクステンション用ベッド等）、セット台（ワゴン）、スタンド式ドライヤー、赤外線ランプ、ヘアスチーマー、デジタルパーマ等（床置き式のものに限る）をいう。			
腰板の材質	☐ コンクリート ☐ タイル ☐ リノリウム ☒ 板等不浸透性材料			腰板がない場合、床から腰高までの壁の材質
床の材質	☐ コンクリート ☒ タイル ☐ リノリウム ☐ 板等不浸透性材料			
ふた付きの汚物箱	平面図に記載の個数 1個		ふた付きの毛髪箱	平面図に記載の個数 1個
手指・器具洗浄用洗場	利用客が使用しない従業員専用の洗場 1台		洗髪用場	平面図に記載の台数(注) 1台
器具の消毒	上記以外の器具 ☐ 煮沸 ☒ エタノール ☐ 次亜塩素酸ナトリウム ＊もっぱら頭髪を切断する用途に使用されるかみそりは除く ☐ 紫外線 ☐ 煮沸 ☐ 蒸気 ☒ エタノール ☐ 次亜塩素酸ナトリウム ☐ その他の薬剤（ ）			
手指洗浄消毒	☒ エタノール ☒ 薬用・逆性石ケン ☐ その他（ ）			(注) まつ毛エクステンション専門店等、洗髪行為を行わない施設においては「しんしゃく願」によって設置を免除できる場合がありますので、詳細は事前にご相談ください。

ここから下は、項目に該当する場合、☒をしてください。

他施設との区画	理容所・美容所は、隔壁等により他施設と区画されている。	☒
採光・照明	作業場は、(☒ 自然光 ☒ 人工照明) により、100ルクス以上の照度を確保している。	☒
換気装置	施設内の空気 1L 中の炭酸のガス量は、(☒ 自然換気 ☒ 機械換気) により、5 cm ³ 以下に保っている。	☒
待合所	待合所は、作業場と明確に区分し、利用者が作業場を往来することのない場所に設けている。	☒
保管設備	未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して納める設備を有している。	☒
天井	未消毒器具用と消毒済器具用の保管設備（収納ケース・トレイ等）をそれぞれ用意してください。	☒
器具・布片	施設天井は、定期的な清掃等により、ほこりの落ちない構造としている。	☒
その他	器具・布片は、作業に必要な数量を確保している。	☒
	施設を常に清潔に保つため、清掃等を行う。	☒

付近の見取り図（理容所・美容所）

施設の場所を示した地図を添付することも可能です。

平面図（理容所・美容所）

「（参考）理容所・美容所の平面図」を参考にご記入ください。
別紙として提出していただくことも可能です。